

平成 22 年 11 月 15 日

我が国の会計基準の開発状況及び IASB と FASB の MOU プロジェクトの動向について

企業会計基準委員会 委員長 西川 郁生

1. 我が国の会計基準の開発状況について

- 本年 9 月 17 日に、プロジェクト計画表を更新している。
- IFRS とのコンバージェンス・プロジェクトについては、既存の差異に関連するプロジェクト（企業結合ステップ 2、無形資産）は、東京合意で定めた期限（2011 年 6 月）までに完了すべく作業を行っている。
- また、IASB と FASB の MOU 項目に関するプロジェクトについては、論点整理等を公表するとともに、我が国で受け入れ可能なものとなるよう、IASB 及び FASB に意見発信を行っている。
- 上記の両プロジェクトについては、今後、単体財務諸表に関する検討会議の動向を注視して進めることとなる。
- コンバージェンス・プロジェクト以外のプロジェクトとしては、基準諮問会議の提言を受け、四半期財務諸表に関する会計基準の改正及び後発事象の会計基準の開発等に取り組んでいる。

2. IASB と FASB の MOU プロジェクトの動向について

- 本年 6 月に公表されたプログレス・レポートによって、全体の計画の見直しが行われ、2011 年 6 月までに優先的に取り組むプロジェクトと 2011 年末までに完成を目指すプロジェクトに区分けがされた。
- その後、10 月 12 日に作業計画の更新が行われ、その後の審議の状況を踏まえると、主要プロジェクトの動向は以下のとおりである。
 - ◇ 収益認識、リース、保険、金融商品
優先プロジェクトとして、2011 年 6 月までに完成させる予定。
 - ◇ 財務諸表表示
6 月のプログレス・レポートにより、公開草案 2011 年第 1 四半期、最終基準化 2011 年中と後ろ倒しされた。その後、更に検討が必要とされ、公開草案は 2011 年第 1 四半期には公表しないことが暫定決定されている。

- ◇ 連結の範囲
本年内に最終基準化される予定。
 - ◇ 退職給付
来年第1四半期に最終基準化される予定。
 - ◇ 引当金
6月のプログレス・レポートでは、2011年の上期に最終基準化とされたが、その後の審議で、改訂事項全体の再公開草案公表を2011年の下期以後に予定している。
 - ◇ 負債と資本の区分
6月のプログレス・レポートでは、2011年第1四半期に公開草案を公表することとされたが、その後の審議で、リソースの関係で2011年6月以後に議論が行われることとなった。
- 本年10月に、以下のような内容の見解を求める「適用時期と経過措置」に関するディスカッション・ペーパーが公表された（コメント期限2011年1月31日）。
 - ◇ 今後確定されるMOU項目の各プロジェクトについて、一括して適用するのと段階的に適用するのとどちらが良いか。
 - ◇ 経過措置（過去への遡及等）はどうあるべきか。
 - ◇ 今後数年でIFRSを適用する企業に対して、特例を設けるべきか（任意適用時期の前倒し、強制適用時期の後ろ倒し等）。

以 上

ASBJ プロジェクト計画表

2010年9月

	2010年	2011年				備 考
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
既存の差異に関連するプロジェクト項目						
企業結合(ステップ2)	ED	Final				のれんの償却等、「無形資産」と合わせて公表
無形資産	ED	Final				「企業結合(ステップ2)」と合わせて公表
IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目						
(1) 連結の範囲		ED		Final		IASBのFinalは2010年第4四半期に公表予定
(2) 財務諸表の表示		DP				
(フェーズB関連※1)		DP				IASB/FASBのEDは2011年第1四半期に公表予定
(非継続事業)		ED		Final		IASBのEDは2011年第1四半期に公表予定 ※2参照
(3) 収益認識	DP		ED			IASB/FASBのFinalは2011年第2四半期に公表予定
(4) 負債と資本の区分		DP				IASB/FASBのEDは2011年第1四半期に公表予定
(5) 金融商品						
(分類と測定(金融資産))		ED				
(分類と測定(金融負債))	DP又はDP2	ED				IASBのFinalは2011年第2四半期に公表予定
(減損)		ED				IASBのFinalは2011年第2四半期に公表予定 検討状況の整理の公表も検討する。
(ヘッジ会計)		ED				IASBのEDは2010年第3四半期に公表予定 検討状況の整理の公表も検討する。
(6) 公正価値測定・開示		Final				IASBのFinalは2011年第1四半期に公表予定
(7) 退職給付						
(ステップ1)※3	Final					
(ステップ2)※3		DP		ED		IASBのFinalは2011年第1四半期に公表予定
(8) リース	DP	ED				IASB/FASBのFinalは2011年第2四半期に公表予定
(9) 認識の中止	DP		ED			※4参照
IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目						
引当金		DP2		ED		IASBのFinalは2011年上半年に公表予定
排出権						IASBのEDは2011年下期に公表予定 (IASBの検討状況を踏まえて対応)
保険						IASBのFinalは2011年第2四半期に公表予定
IASB/FASBの検討項目以外の項目						
特別目的会社の連結	Final					「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」に定められる特別目的会社の取扱いの一部見直し
四半期	ED	Final				四半期財務諸表の開示の簡素化の検討
後発事象	ED	Final				後発事象の会計基準の制定

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

DP: 論点整理 (Discussion Paper) **DP2**: 検討状況の整理 **ED**: 公開草案 (Exposure Draft) **Final**: 会計基準/適用指針等 (最終) (検討状況の整理は、公開草案の前に文案に近い形で会計基準等の方向性を示すことを目的として公表するものである。)

※1 IASBでのプロジェクトの呼称である。

※2 現在のIFRS第5号へのコンバージェンスを行うか否かについての検討を行っている。

※3 ステップ1は、退職給付債務及び勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の拡充などを検討している。ステップ2は、IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目の検討を行う。

※4 今後の方向性 (IAS第39号へのコンバージェンス又は開示の拡充) の検討を行っている。

(備考欄に記載しているIASBの予定は、2010年7月2日に公表されたIASBのワーキングプランに基づくものである。)

IASB作業計画（2010年10月12日時点）（仮訳）

以下のタイムテーブルは、文書の公表日についての現在の最善の予測である。改訂版及び新基準の発効日は、通常、公表日の6-18か月後であるが、発効日を設定する際に当審議会はすべての関連する要因を考慮する。適切な状況においては、新基準の早期適用が認められる。

作業計画では、2010年と2011年にいくつかのプロジェクトの完成を予定している。IASBは、IFRSを適用する企業が新基準に整然と移行できるように、発効日をずらして調整することを検討する。当審議会は、一部の企業や我々の基準を法令化する必要のある法域で、我々がMoUのプロジェクトを完了させていく際のIFRSのいくつかの大きな変更への対応に困難が生じうることを理解している。当審議会は9月に、そうした負担の軽減のために考えられる方策の概要を示す文書を公表する予定である。当審議会は当該文書へのコメントを募集する。

また、IASBは、結論に至る前に関係者との協議を含む確立されたデュー・プロセスと首尾一貫した方法でこれらの作業を行っていく必要性を認識している。そのため、完成の日程はプロジェクトの進展を通じて受領するインプットによって変更される可能性がある。

金融危機関連プロジェクト						
	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	IASB-FASBの協力	
					MOU 注1	共同
金融商品（IAS第39号の置換え）						
分類及び測定-金融負債	IFRS		IFRS		✓	✓
減損					✓	✓
ヘッジ会計	ED				✓	✓
資産と負債の相殺	ED				✓	✓
連結						
IAS第27号の置換え	IFRS				✓	✓
非連結企業の開示	IFRS					
投資会社	ED		IFRS			✓
公正価値測定ガイダンス		IFRS			✓	✓

覚書（MOU）プロジェクト						
	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	IASB-FASBの協力	
					MOU 注1	共同
財務諸表の表示						
その他包括利益項目の表示		IFRS			✓	✓
IAS第1号及びIAS第7号の置換え（非継続事業を含む）		ED		IFRS	✓	✓
リース (ED、コメント期限2010年12月15日)	RT (注1)		IFRS		✓	✓
収益認識 (ED、コメント期限2010年10月22日)	RT (注2)		IFRS		✓	✓
ジョイント・ベンチャー	IFRS				✓	
退職後給付		IFRS			✓	
資本の特徴を有する金融商品		ED		IFRS	✓	✓
発効日及び移行方法	RV					✓
法人所得税			IFRS		✓	

(注1) 2010年12月17日・20日及び2011年1月5日・6日

(注2) 2010年11月4日・8日・10日・23日

その他のプロジェクト						
					IASB-FASBの協力	
	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MOU 注1	共同
保険契約 (ED、コメント期限2010年11月30日)	RT (注3)		IFRS			✓
排出量取引				ED		✓
負債 (IAS第37号修正)				ED		
経営者による説明	PS					
狭い範囲の改善						
年次改善2009-2011	ED		IFRS			
IFRS第1号の修正-初度適用企業に関する固 定日付の削除 (ED、コメント期限2010年10月27日)		IFRS				
IFRS第1号の修正-深刻な超インフレ (ED、コメント期限2010年11月30日)	IFRS					
繰延税金：原資産の回収 (ED、コメント期限2010年11月9日)	IFRS					
法人所得税			ED			

(注3) 2010年12月9日・16日・20日

概念フレームワーク						
					IASB-FASBの協力	
	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MOU 注1	共同
フェーズB：構成要素、認識						✓
フェーズC：測定		DP		ED		✓
フェーズD：報告企業		Final chapter				✓

フェーズAは2010年9月に完了した。IASBとFASBは、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークの各章を改訂する。フェーズEからHの「表示及び開示」、「目的(purpose)及び地位」、「非営利企業に対する適用」及び「残りの論点」はまだ開始されていない。

アジェンダの募集					
	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	
3年に1度の意見の公募					

略語について:

- AD アジェンダ決定 (当該トピックのアクティブ・アジェンダへの追加)
- PS IFRS実務記述書
- DP ディスカッション・ペーパー
- ED 公開草案
- IFRS 国際財務報告基準
- RT 円卓会議
- RV 意見募集
- TBD 未定

リサーチ及びその他プロジェクト

2009年に、当審議会は、**料金規制事業**を扱った公開草案を公表した。2010年9月に、当審議会はこの問題は早期に解決できないと結論付け、2011年における将来のアジェンダ検討のためのアジェンダ提案を開発することを決定した。

2010年10月に、当審議会は、**探掘活動**に関するディスカッション・ペーパーに関連して受領したコメントの検討を開始した。当該ディスカッション・ペーパーは、当審議会のためにオーストラリア、カナダ、ノルウェー及び南アフリカの国内基準設定主体により作成されたものである。当審議会は、このフィードバックを2011年に将来のアジェンダを検討する際にこのプロジェクトをアジェンダに追加するかどうか評価するのに役立つ予定である。

共通支配下の取引は、2007年12月にアジェンダに追加された。金融危機に関連するプロジェクトで作業中のスタッフが可能になった際に、作業が開始される。当審議会は、2011年に将来のアジェンダを検討する際に本プロジェクトを再開するかどうか検討する予定である。

2009年10月に、独立の一連の作業として**負債の測定における信用リスク**についての作業を停止し、現時点で信用リスクについて全般的な結論に到達はしないが、その代わりに概念フレームワークの測定プロジェクトのトピックに包含することを決定した。当審議会は、他のトピックにおいて負債の測定を検討する際に、本トピックに対して受領したインプットの検討も行う。

2009年4月に、当審議会は、**IAS第33号「一株当たり利益」**修正案に関連して受領したコメントを検討した。他の優先度を考慮して、当審議会は本プロジェクトに関する作業を停止した。当審議会は、2011年に将来のアジェンダを検討する際に本プロジェクトを再開するかどうか検討する予定である。

政府補助金プロジェクトに関する作業は、収益認識、関連当事者及び排出量取引プロジェクトの進捗を待つ間、延期されていた。当審議会は、2011年に将来のアジェンダを検討する際に本プロジェクトを再開するかどうか検討する予定である。

2007年12月、IASBは、**無形資産**プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。各国基準設定主体（NSS）は、可能性のある将来のプロジェクトのためにリサーチを実施している。オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、ディスカッション・ペーパー「内部創設無形資産の当初の会計」を公表した。当審議会は、2011年に将来のアジェンダを検討する際に本プロジェクトを再開するかどうか検討する予定である。

最近完了したプロジェクト

認識の中止—開示 IFRS第7号「金融商品：開示」の修正が2010年10月に公表された。当該修正は、譲渡された金融資産に関する開示規定を改善する。当該修正は、2011年7月1日以降開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

概念フレームワーク フェーズA：「目的及び質的特性」 目的及び質的特性に対処する新たな章が2010年9月28日に公表された。公表と同時に発効となる。

IFRSの改善：修正が2010年5月に公表された。当該修正は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRIC第14号修正：「最低積立要件の前払」は、2009年11月に公表された。当該修正は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRS第9号「金融商品」は、2009年11月に公表された。当該基準は、2013年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。